

資料 1

環境審議会における研修会について（案）

1 研修会の目的について

宇部市環境審議会は、当市内における環境保全に関して、基本的事項を調査審議するための組織として置かれており、環境基本計画の策定及びそれに付随する計画含めた計画の進捗状況、さらには事業者が行う事前協議や環境事故に至るまで、幅広い範囲を審議されています。

現在は委員の皆様が環境に関する多様な専門性を持ち、委員として勤めていらっしゃるが、環境保全に関する知識、理解をより一層深めて審議会に臨んでいただくため、以下のとおり研修会を計画します。

なお、事務局職員に関しても委員の皆様と同様に研修会へ積極的に参加します。

2 研修の内容について

研修会は市内全域の環境に関する施設に赴き、現場の見学及び施設の管理者等から説明を受けるかたちで進めます。また、研修会は1回あたり1時間程度を見込み、移動等を含めて1時間30分程度を見込んでいます。

3 実施場所について

研修会は臨海工場の環境対策施設（集塵機や排水処理施設等）や各プラントをはじめ、自然環境に関する場所及び環境調査地点等で行います。なお、実施場所の決定については、審議会内でご意見を伺うほか、会長と協議して決定します。

4 実施回数及び時期について

研修会の実施は令和5年度から始めて、実施回数は年2～3回とします。年2回の場合は5～7月及び9～11月に設定し、年3回の場合は1月～2月を追加します。

5 開催案内及び参加の有無について

開催の案内については、事務局から委員の皆様へ事前にメールによりお送りします。

6 最小実施人数について

審議会委員16名のうちの4分の1にあたる4名を最小実施人数とします。なお、実施場所への移動は、事務局職員が運転する公用車（軽バンまたは軽乗用車）を予定しています。

7 報酬について

無報酬となります。